

令和4年度第1回碧南市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

1 日時

令和4年6月29日（水）午後2時55分から午後3時30分まで

2 場所

へきなん福祉センターあいくるデイルーム

3 出席者

(1) 出席委員 10名

碧南市社会福祉協議会 杉浦 浩二（会長）

碧南市手をつなぐ育成会 三浦 志朗（副会長）

日本福祉大学教授 青木 聖久

碧南市身体障害者福祉協会 鈴木 たか子

碧南市民生委員児童委員協議会 三田 恒夫

NPO法人ハートフルあおみ（あおみJセンター所長） 水野 啓章

刈谷公共職業安定所碧南出張所 長坂 雅也

西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる 加藤 正昭

ふれあい支援センター 竹内 涼

ふれあい工房アルゴ及びWHJ相談支援センターメビア 雲出 佑

(2) 事務局職員

福祉こども部長 深津 広明

福祉課長 山本 貴史

福祉課社会福祉係長 河原 睦

福祉課社会福祉係主事 榊原 陵子

福祉課社会福祉係主事 畠山 和也

福祉課社会福祉係主事 川合 修

福祉課社会福祉係主事 齊木 鉄馬

福祉課社会福祉係主事 亀島 瑞生

4 傍聴者

0人

5 議題

- (1) 令和3年度の取組について
- (2) 令和4年度の取組について
- (3) 県内の相談状況について

6 議事の要旨

- (1) あいさつ（杉浦会長）

- (2) 議題

- ア 令和3年度の取組について

- 事務局より会議資料に基づき議題（1）を説明。

- イ 令和4年度の取組について

- 事務局より会議資料に基づき議題（2）を説明。

- ウ 県内の相談状況について

- 事務局より会議資料に基づき議題（3）を説明し、全ての議題について審議した。

<主な意見・質疑>

A委員：市への差別の相談件数が0件ということだが、差別の相談件数としてカウントする際の基準はあるか。

事務局：基準は設けていない。障害者から申し出があったものはカウントすることになる。相談件数が0件であることが必ずしもよいとは考えておらず、広報への掲載、封筒への印刷による周知などにより、なるべく多くの障害者が差別を受けたと感じたときに福祉課に相談すればいいのだと知っていただけるように啓発を継続していきたい。今後、結果的に申し出が差別に該当しないという判断をすることはあるかもしれないが、その場合でも相談件数としてはカウントすることになる。

A委員：相談した方へ結果を知らせているか。

事務局：相談された場合は対応できるものは対応する。その上で対応することがなかった場合も含め、結果は相談者へ返答する。

B委員：一種の差別に当たると思い当たったことがあった。心身障害者福祉センターの水槽にメダカが1匹いて、寂しいだろうと先日手に入った50匹を持ってきたところ、受け入れを断られた。小さなメダカではあるが、社会全体の中での障害者の立場だと思い、一種の差別だと感じた。障害

者もメダカも、どんな苦境にあっても頑張っ生きて行こうとしている。
健常者との意識の違いがあると感じた。

事務局：施設の管理などの様々な理由でお断りしたと思うが、少なくとも障害者の皆さんへの差別をなくしていくことを進めていく必要がある。障害者が嫌な思いをしないようにしていきたい。

C委員：相談のホットラインを設けているが、その電話を受けるのは専門的な知識を持った人か一般的な職員か、その辺りを聞きたい。

事務局：福祉に関する各種制度に精通した福祉課職員が対応する。

C委員：異動により入れ替わる職員という意味か。

事務局：おっしゃるとおり。なお一般的には福祉課で相談を受けるが、市の職員から差別的な扱いを受けたという場合は人事部門である秘書情報課が窓口となる。話をよく聞いて状況を確認しながら訴えが合理的配慮の範囲なのか、それを超える要求なのかを確認しながら、それぞれが納得できる形にしていきたい。

D委員：碧南市手話言語条例の制定について、条例自体は主に聴覚障害者に関係するものなのかもしれないが、合理的配慮の環境整備のひとつであると思われる。市として条例が成立したことにより、合理的配慮の環境整備について、このようなことをやりましたというようなものはあるか。

事務局：条例制定とともに碧南市手話通訳者派遣費補助金制度を創設した。障害者への意思疎通に係る合理的配慮を推進するため、事業者が手話通訳者の派遣を依頼する際の費用を補助する制度で、制度の周知を行っていくことが今後の課題ととらえている。また、5月の広報にて手話言語条例について掲載し、市民の方にも手話の必要性についての理解を深めるという役割を意識していただきたいと記載した。今後も広報などで周知啓発を継続し、聴覚障害者に対する理解が進むことにより、差別を受けていると感じることが少なくなるよう進めていきたい。

7 まとめ（日本福祉大学 青木聖久 教授）

障害者差別について4点述べたいと思う。

1点目は、開かれた対話による折り合い点について。合理的配慮というものはわかる

ようでわからないこともあり奥が深い。様々な声が出る中で、それをそのまま受け入れることが合理的配慮ではなく、お互いが納得できるまで開かれた対話をする。合理的配慮ではプロセスが大事だと言われる。しっかりと対話を重ねることによって不愉快なことが減ってくる。

2点目は合理的配慮のその先にあるものということで、合理的配慮では昨今発達障害についてよく話されるようになっている。大人の発達障害者の中には私の取り扱い説明書を作っている人もいて、例えば職場において口頭では忘れてしまうため、メモによって渡してくださいなど、希望する対応が記載されている。実はそのような配慮をしていくと障害者だけでなく誰にとっても職場定着率のいい職場になると言われる。合理的配慮のその先にあるものを見ていくことも大切であると思う。

3点目は多様性を知る機会について。碧南市は今回手話言語条例を制定したが、わたしは手話について勉強する中で、手話はコミュニケーションの代替手段ではなく文化であると教わった。そう考えると皆それぞれが自分の基準値で動いており、お互いのことを知り合うことで逆に生きやすくなるのだろうと思う。

4点目は声なき声について。声はなかなかあがりにくい。ここで声をあげたら自分に不利益がくるのではないかと、当事者の立場であれば考えてしまうこともあるし、タイミングを逸してしまうこともある。まだまだ氷山の一角で水面下にあるのではないかと、その声をどうしたら拾い上げられるのか、継続的に考えていく必要があると感じる。

以上